

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年2月3日

高松法務局丸亀支局

登記官 野村和秀

記

| 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|----------------|-------------------|
| 4701-2024-0002 | 丸亀市牛島字小浦604番      |
| 4701-2024-0010 | 丸亀市牛島字西山210番1     |
| 4701-2024-0017 | 丸亀市牛島字西山470番      |
| 4701-2024-0024 | 丸亀市牛島字西山597番      |
| 4701-2024-0045 | 丸亀市牛島字東山917番      |
| 4701-2024-0052 | 丸亀市牛島字里158番       |
| 4701-2024-0055 | 丸亀市牛島字里199番1      |